



中小企業者・小規模事業者向

① 三重県中小企業融資制度とは 1-2	⑤ お問い合わせ先等のご案内 11
② 三重県中小企業融資制度一覧 3-8 (新型コロナウイルス感染症・物価高騰に対応した資金 令和6年度の主な改正内容など)	⑥ 政府系金融機関の融資制度 12
③ 小規模事業資金のご案内 9	⑦ 三重県信用保証協会のご案内 13-14
④ 創業・再挑戦アシスト資金のご案内 10	⑧ 県のホームページ 15

三重県中小企業融資制度の概要

三重県中小企業融資制度とは

三重県では、中小企業の皆様が事業経営に必要な資金を円滑に調達していただくために、金融機関、信用保証協会、商工会、商工会議所等の協力を得て、三重県中小企業融資制度を設けています。

平成28年度から一部資金について、NPO法人も利用できるようになりました。

利用できる方

下記①～④の条件をみたます必要があります。

①中小企業者（又は小規模事業者）

業種	中小企業者 (下記いずれかに該当)		小規模事業者
	資本金	従業員数	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	5,000万円以下	100人以下	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	5,000万円以下	100人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下

②県内での事業歴等

三重県内に主たる事業所を有し、一年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、事業税等県税を完納していること。

③業種

農業、林業、漁業等第一次産業に該当する業種及び遊興娯楽業など一部の業種以外は融資制度をご利用できます。

(※中小企業信用保険法に基づく信用保険の申込対象業種であること。)

④許認可

行政庁の許認可等を必要とする事業を営む場合は、その許認可等を受けていること。

融資対象（資金使途）

融資の対象となる資金は、主たる事業に必要な設備資金又は運転資金です。事業と関係のない生活資金や既に受けている融資の返済資金（実施細則等で認められている場合を除く）、投機資金等には、利用できません。

ご利用方法

金融機関等(小規模事業資金等の場合は商工会、商工会議所)に融資の相談を行って下さい。

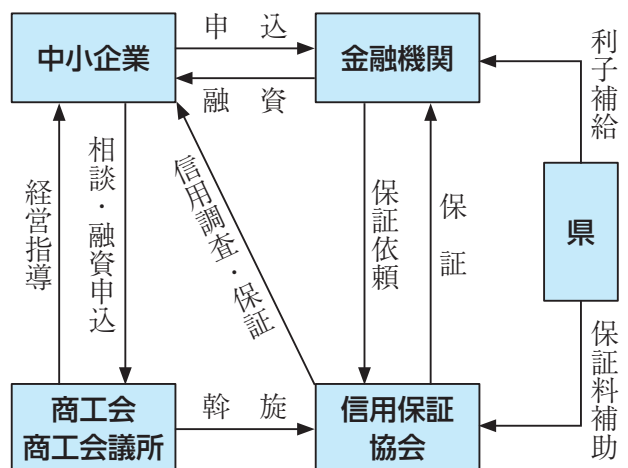
金融機関、信用保証協会等の審査を受けたうえで、県の定める融資条件により金融機関から必要資金の融資を受けます。

なお、県の認定や承認等を必要とする制度もありますので認定等を行う機関にご相談下さい。

融資申込に必要な書類

金融機関、信用保証協会、商工会、商工会議所でそれぞれ所定の書類が必要です。まず、①決算書、②確定申告書、③納税証明書、④事業計画書、⑤見積書・図面、⑥印鑑証明、⑦商業登記簿謄本などを準備して相談に行かれることをお勧めします。

中小企業融資制度のしくみ



こんなとき、県の融資制度をご利用下さい。

- 小規模事業者が、設備資金、運転資金を必要とするとき 小規模事業資金
- 小規模事業資金の借換を希望するとき 小規模借換資金
- 小規模事業者が小口資金を希望するとき 小規模事業者小口資金
- 事業を営んでいない個人が、新たな事業を始めるとき 創業・再挑戦アシスト資金
- 生産性向上や多様な働き方の実現など経営力の強化に取り組むとき 経営力強化資金
- 事業承継・引継ぎに伴い、株式や事業用資産の取得資金等を必要とするとき 事業承継支援資金
- 事業承継を予定していて、新規資金や借換資金を必要とするとき 事業承継フォロー資金
- 公害防止や環境保全等への対策に取り組むとき 環境対策促進資金
- 防災・減災対策を行うことで、事業継続力の強化を図るとき 防災・減災対策支援資金
- 事業の成長・発展に向けた設備投資を行うとき 設備投資促進資金
- 取引先の倒産、災害等により経営が安定しないとき セーフティネット資金・リフレッシュ資金
- 再生計画に基づき事業の再生を図るとき 再チャレンジサポート資金

融資利率等の軽減について

三重県中小企業融資制度では、多くの資金に対して**県が最大0.50%の補助(利子補給)**を行っており、利用者負担が軽減されています。

また、三重県中小企業融資制度の資金に対し、独自に利子補給補助や保証料補助を実施している市町もあります。

市町独自の補助内容については、各市町や金融機関等にご確認ください。

信用保証料の弾力化について

三重県信用保証協会の信用保証料率が弾力化され、中小企業者が負担する保証料率は、その経営状況に応じ、9段階の保証料率となっています。三重県中小企業融資制度は、**県が最大1.15%の保証料補助**を行っており、利用者負担が軽減されています。(小規模借換資金など一部資金を除く。)

なお、右のものについては、当面弾力化の対象外です。

- ①小規模事業資金のうち特別小口扱い
- ②創業・再挑戦アシスト資金
※一般扱い、不動産取得資金を除く。
- ③経営力強化資金のうち一部を除く
- ④環境対策促進資金のうち公害防止に係るもの
- ⑤防災・減災対策支援資金
- ⑥設備投資促進資金のうち一部を除く
- ⑦セーフティネット資金
- ⑧再チャレンジサポート資金 ※一般扱いを除く。

責任共有制度について

平成19年10月1日から金融機関と信用保証協会の責任共有制度がはじまりました。これまで、信用保証協会による保証は、代位弁済リスク100%を保証していましたが、責任共有制度実施以降は、信用保証協会の保証割合は80%程度となり、20%相当のリスクは金融機関が負担することになりました。

なお、右のものについては当面責任共有制度の対象外です。

- ①特別小口保証
- ②創業関連保証
- ③経営安定関連保証(セーフティネット)
1号~4号、6号
- ④危機関連保証
- ⑤災害関連保証
- ⑥事業再生保証
- ⑦小口零細企業保証
- ⑧求償権消滅保証
- ⑨破綻金融機関等関連特別保証

令和6年度三重県中小企業融資制度

制度名	融資の対象	資金使途	融資限度額 (万円)	協会 利用	融資利率 (固 定)
小規模事業資金 【小口】 ○ ☆	一般扱い ◇ 小規模事業者であって、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている者	設備資金 運転資金	2,500	有	① 1.60% ② 1.70%
	みえ経営向上支援扱い 小規模事業者であって、三重県版経営向上計画「ステップ3」の知事の認定を受けている者				1.40%
	過疎地・東紀州地域扱い 過疎地・東紀州地域で事業を営む小規模事業者であって、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている者				1.50%
	再成長支援扱い 一般扱いの要件及び一定の財務要件を満たす、県融資制度（責任共有対象）のリファイナンスを希望する者		1,500		1.60%
	中小企業倒産防止共済加入者扱い 中小企業倒産防止共済に共済掛金を拠出している小規模事業者であって、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている者				1.40%
	特別小口扱い（無担保・無保証人扱い） 税金を完納している小規模事業者であって、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている者		2,000		1.60%
	小規模借換資金 【小口借換】 ○		一般扱い 小規模事業資金の対象者であって、借換要件を満たす者		設備資金 運転資金
小規模事業者小口資金 【小口短期】 ○ ☆	小規模事業者	設備資金 運転資金	500	有	1.60%
創業・再挑戦 アシスト資金 【創業アシスト・ 再挑戦アシスト】 ○ ☆	創業扱い・再挑戦扱い ◇ 事業を営んでいない個人で、個人創業なら1か月以内、会社設立なら2か月以内に創業する具体的な計画を有する者等	設備資金 運転資金	3,500	有	1.40%
	商工会・商工会議所斡旋扱い 創業扱い又は再挑戦扱いの要件に該当するほか、商工会又は商工会議所の創業支援を受ける者				1.35%
	スタートアップ推進扱い 県のスタートアップ支援事業の修了者で、当該支援を受けた事業による創業を行う者				1.40%
	移住創業支援扱い 県内市町の移住支援策を活用し県内に移住し、創業を行う者	設備資金			
不動産取得資金 ◇ 創業に必要な不動産取得のために借入を行う者					
経営力強化資金 【経営力】 △	中小企業サステナブル経営推進扱い 持続可能な事業活動の実現に向けた取組を行う中小企業者 ・三重県SDGs推進パートナー登録企業 ・三重のサステナブル経営アワード受賞企業	設備資金 運転資金	5,000 (運転 3,500)	有	金融機関 所定利率
	経営革新扱い 中小企業等経営強化法の承認を受けた中小企業者				
	みえ経営向上扱い 三重県版経営向上計画「ステップ3」の知事の認定を受けた中小企業者				
	働き方改革扱い 働き方改革に関連する、国・県等の制度の認定・登録を受けた中小企業者				
	中小企業高付加価値化投資促進扱い 中小企業高付加価値化投資促進補助金の交付決定を受けた中小企業者				

※ 表に記載している保証料率について、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、保証料が上乘せされます。

※ 表に記載している融資利率・保証料率は、県による補助実施後の率です。

〔凡例 ○：県が融資利率を最大0.50%補助（軽減）、☆：県が保証料率を最大0.40%補助（軽減）〕

△：県が保証料率を最大0.55%補助（軽減）〕

※ 融資の対象に◇がある場合、NPO法人も利用可能です。

保証料率	期 間	担保・保証人	申込先	取扱金融機関	備 考
① 0.45% ~ 1.50% ② 0.45% ~ 1.60% ★に該当する場合 ① 0.35% ~ 1.40% ② 0.35% ~ 1.50%	①設備 7年以内 運転 5年以内 ②設備 10年以内 運転 7年以内 ★に該当する場合 据置 2年以内		商工会 商工会議所 ※ NPO 法人は 取扱金融機関	【銀行】 百五・三十三・みずほ・ 三菱UFJ・りそな・大垣共立・ 十六・滋賀・南都・紀陽・愛知・ 中京 【信用金庫】 津・北伊勢上野・ 桑名三重・紀北・新宮 【信用組合】 イオ・愛知商銀 【農協等】 三重北・鈴鹿・津 安芸・みえなか・多気郡・伊勢・ 伊賀ふるさと・三重県信用農 業協同組合連合会 【漁協等】 東日本信用漁業 協同組合連合会	NPO 法人については商 工会・商工会議所の経営 指導を受けていることは 要件としません。
0.45% ~ 1.50% ★に該当する場合 0.35% ~ 1.40%	設備 7年以内 運転 5年以内 ★に該当する場合 据置 2年以内	担保は、保証協会又は取扱 金融機関の定めによる。 保証人は、必要に応じて徴 求する。ただし、法人代表 者以外の連帯保証人は原則 徴求しない。	商工会 商工会議所	一般扱いと同じ	知事の認定が必要。 認定については、 中小企業・サービス産業振興課 Tel. 059-224-2534
0.60% ★に該当する場合 0.50% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】	設備 7年以内 運転 5年以内 ★に該当する場合 据置 2年以内	担保・保証人とも不要。	商工会 商工会議所	各商工会と商工貯蓄共済制 度契約を締結している金融 機関 一般扱いと同じ	別途保証協会の保証を 付した融資を受けている 方はこの制度は利用でき ません。
0.45% ~ 1.90%	① 5年以内 ② 7年以内	担保は、保証協会又は取扱 金融機関の定めによる。 保証人は、必要に応じて徴 求する。ただし、法人代表 者以外の連帯保証人は原則 徴求しない。	商工会議所	小規模事業資金の 一般扱いと同じ	他に小規模事業資金に 準じた各種扱いあり。限 度額は小規模事業資金 とあわせた額になります。
0.50% ~ 1.80% 【責任共有対象外】	5年以内		取扱 金融機関		
0.60% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】 ※ NPO 法人は、 0.45% ~ 1.50%	10年以内 (うち据置 1年以内)	担保不要。 保証人は、必要に応じて徴 求する。ただし、法人代表 者以外の連帯保証人は原則 徴求しない。 スタートアップ創出促進保証 が適用される場合、保証人 不要。	取扱 金融機関	小規模事業資金の 取扱金融機関及び 商工組合中央金庫	スタートアップ創出促進 保証が適用される場合、 追加保証料 (0.20%) が 必要です。※スタートア ップ推進扱いを除く クラウドファンディングを 活用し金融機関の推薦 を受けて資金調達する 場合、保証料率を 0.20 % 軽減します。
0.60% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】			商工会 商工会議所		
0.20% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】					
0.40% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】					
0.45% ~ 1.50%		担保は、取得する当該不動産 保証人は、必要に応じて徴 求する。ただし、法人代表 者以外の連帯保証人は原則 徴求しない。			
① 0.30% ~ 1.35% ② 0.44%・0.91% ③ 0.44% ★に該当する場合 ① 0.20% ~ 1.25% ② 0.34%・0.81% ③ 0.34% ②③一部 【弾力化対象外】 ①一般保証 ②経営革新関連保証、 経営革新関連保証 (新事業開拓保険分) ③先端設備等導入関連 保証	設備 15年以内 (うち据置 2年以内) 運転 7年以内 ★に該当する場合 据置 2年以内	担保は、保証協会又は取扱 金融機関の定めによる。 保証人は、必要に応じて徴 求する。ただし、法人代表 者以外の連帯保証人は原則 徴求しない。	取扱 金融機関		知事の承認が必要。 承認については、 中小企業・サービス産業振興課 Tel. 059-224-2534 知事の認定が必要。 認定については、 中小企業・サービス産業振興課 Tel. 059-224-2534 国・県等の認定・登録が 必要。 (認定・登録に関する問 い合わせ先は 11 頁参照)

★：三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者

※制度名の【 】は略称を表す。(各種扱いに係る表示は省略)

制度名	融資の対象	資金使途	融資限度額 (万円)	協会 利用	融資利率 (固 定)
事業承継支援資金 【事業承継】 ○ ☆	①中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けた中小企業者、法人代表者 ②三重県事業承継ネットワークの構成機関による支援を受け、事業承継計画を策定した中小企業者、法人代表者	設備資金 運転資金	5,000	有	1.60%
事業承継フォロー資金 【フォロー】 ☆	事業承継特別保証扱い 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有し、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他経営の状況の確認を受けた法人の中小企業者	設備資金 運転資金	各保証毎に 8,000	有	金融機関 所定利率
	経営承継借換関連保証扱い 上記要件を満たしたうえで、中小企業経営承継円滑化法の認定(金融支援)を受けた法人の中小企業者 ※別枠保証。借換のみ。				
環境対策促進資金 【環境】 ○ ☆	(地球温暖化防止関連) ①新エネルギー設備の設置を行う中小企業者及び組合 ②省エネルギー設備の設置を行う中小企業者及び組合 (公害防止及び環境保全関連) ③大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等に対する施設整備を行う中小企業者及び組合 ④工場又は事業場の公害防止のために移転する中小企業者及び組合 ⑤土壌汚染の除去等を行う中小企業者及び組合 ⑥吹付けアスベスト等の飛散未然防止措置を行う中小企業者及び組合 ⑦環境対策車の導入を行う中小企業者及び組合 ⑧リサイクル関連施設の整備等を行う中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	5,000 土壌汚染状況調査200	有	①②⑥⑦ (一部除く) ⑧ 1.40% ③④⑤ 1.60%
				無	①②⑥⑦ (一部除く) ⑧ 1.45% ③④⑤ 1.65%
防災・減災対策支援資金 【防災】 ○ ☆	中小企業等経営強化法に基づく、事業継続力強化計画・連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者	設備資金 運転資金	5,000	有	1.40%
設備投資促進資金 【設備投資】 ◎	一般扱い ◇ 設備投資に意欲的に取り組む中小企業者	設備資金 (運転資金)	2,500	有	金融機関 所定利率
	DX設備・脱炭素設備 DX導入・脱炭素化に向けた設備投資に取り組む中小企業者		3,500		
セーフティ ネット資金 【セーフティ-県】 ☆	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第4号、第6号の認定を受けた中小企業者及び組合 ◇	設備資金 運転資金	中小企業 8,000 組合 11,000	有	金融機関 所定利率
	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者及び組合 ◇		※上記と別枠で 中小企業 8,000 組合 11,000		
	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者及び組合 ◇				
リフレッシュ資金 【リフレッシュ・リフレ】 ☆	取引先の倒産、災害等の突発的事由により経営に支障を生じている中小企業者及び組合 ◇	設備資金 運転資金	中小企業 5,000	有	金融機関 所定利率
			組合 8,000		
再チャレンジ サポート資金 【再チャレ】 ☆	一般扱い 三重県中小企業活性化協議会による再生支援(第2次対応)、保証協会ミニ再生により策定された再生計画や三重県中小企業再生ファンド等の支援に基づき事業の再生を図ろうとする中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	8,000	有	金融機関 所定利率
	経営安定化扱い 一般扱いの要件に該当するほか、中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第6号の認定を受けた中小企業者及び組合				
	経営革新扱い 一般扱いの要件を満たし、中小企業等経営強化法の承認を受けた中小企業者				
	経営安定つなぎ資金扱い 三重県中小企業活性化協議会による再生支援(第2次対応)が決定又は保証協会ミニ再生を活用した再生計画策定前の中小企業者及び組合、三重県中小企業活性化ファンド等の支援が内定した中小企業者及び組合で、中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第6号の認定を受けた者				

※ 表に記載している保証料率について、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、保証料が上乘せされます。

※ 表に記載している融資利率・保証料率は、県による補助実施後の率です。
〔凡例 ○ : 県が融資利率を最大0.50%補助(軽減)、 ☆ : 県が保証料率を最大0.40%補助(軽減)
◎ : 県が保証料率を最大0.80%補助(軽減) 〕

※ 融資の対象に ◇ がある場合、NPO法人も利用可能です。

保証料率	期 間	担保・保証人	申込先	取扱金融機関	備 考	
0.45%～1.50%	10年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。 保証人は、必要に応じて徴求する。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。	取扱金融機関	小規模事業資金の取扱金融機関及び商工組合中央金庫		
0%～0.75%	10年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。 保証人不要。			知事の認定が必要。 承認については、 中小企業・サービス産業振興課 Tel. 059-224-2447	
0.45%～1.50%	設備 7年以内 (うち据置 1年以内) 運転 5年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。 保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。			知事の認定が必要。 (①は新産業振興課 Tel. 059-224-2316 ②～⑧は各環境事務所 (連絡先は11頁参照) ⑤のうち法第4条等に基づく土壌汚染状況調査等は大気・水環境課 Tel. 059-224-2382 ⑦のうち車両の買替は大気・水環境課 Tel. 059-224-2380) 環境対策車の導入は保証協会利用「有」のみの利用となります。	
-						
0.44% 消防団協力事業所は0.34% 【弾力化対象外】 【責任共有対象】	設備 7年以内 運転 5年以内					
0.20%～1.10%	15年以内 (うち据置 2年以内)					運転資金は、事業計画の策定に要する経費が対象。
① 0.20%～1.10% ② 0.24% 【責任共有対象外】 ① 一般保証 ② 経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証					DX 投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制等の対象設備が対象。 運転資金は、事業計画の策定に要する経費が対象。	
0.60% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】	10年以内 (うち据置 1年以内)		取扱金融機関	小規模事業資金の取扱金融機関及び商工組合中央金庫	市町長の認定が必要。	
0.44% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】						
0.50% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】						
0.45%～1.50%	7年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。 保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。	取扱金融機関	小規模事業資金の取扱金融機関及び商工組合中央金庫	組合は中小企業団体中央会の認定が必要。	
0.45%～1.50%	10年以内				市町長の認定が必要。	
0.50%・0.36% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】					知事の承認が必要。 承認については、 中小企業・サービス産業振興課 Tel. 059-224-2534	
0.44%・0.91% 【弾力化対象外】						
0.50% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】	3年以内					市町長の認定が必要。

※制度名の【 】は略称を表す。(各種扱いに係る表示は省略)

新型コロナウイルス感染症・物価高騰に対応した資金（注意：期間限定あり）

制度名	融資の対象	資金用途	融資限度額 (万円)	協会 利用	融資利率 (固 定)
セーフティネット資金 (新型コロナ・ 物価高騰等対応) <input type="checkbox"/>	セーフティネット保証4号 ◇ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	中小企業 8,000 組合 11,000	有	金融機関 所定利率
	セーフティネット保証5号 ◇ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者及び組合				
	伴走支援型特別保証 ◇ 上記のいずれかの認定を受け、かつ経営行動計画書を策定した中小企業者 ※国の全国統一制度の対象		10,000		
リフレッシュ資金 (新型コロナ・ 物価高騰等対応) <input type="checkbox"/>	取引先の倒産、災害等の突発的事由により経営に支障を生じている中小企業者及び組合 ◇	設備資金 運転資金	中小企業 5,000 組合 8,000	有	金融機関 所定利率
	伴走支援型特別保証 ◇ ①売上高減少率5%以上 ②売上高総利益率または売上高営業利益率減少率5%以上 ①または②、かつ経営行動計画書を策定した中小企業者 ※国の全国統一制度の対象		10,000		
再チャレンジ サポート資金	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） 認定支援機関等の支援を受けて事業再生計画を策定し、それをもとに事業再生を行う中小企業者 ※国の全国統一制度の対象	設備資金 運転資金	8,000		

- ※ 表に記載している保証料率について、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、保証料が上乘せされます。
- ※ 表に記載している融資利率・保証料率は、県による補助実施後の率です。
〔凡例 ○：県が融資利率を最大0.50%補助（軽減）、□：県が保証料率を最大1.15%補助（軽減）〕
- ※ 融資の対象に ◇ がある場合、NPO法人も利用可能です。

【新型コロナウイルス感染症・物価高騰に対応した資金などについて】

新型コロナウイルス感染症・物価高騰に対応した資金を設けて、保証料補助の拡充や、融資期間や据置期間の長期設定を行うことで、中小企業・小規模企業の皆様の円滑な資金繰り支援を行っていきます。

<取扱期間について>

資金毎に、取扱期間などが異なります。また、以下については、状況により期間延長される可能性があります。

- 令和6年6月30日まで（期間内に市町の認定を受けること）
 - ・セーフティネット資金（セーフティネット保証4号）
 - ・セーフティネット資金（伴走支援型特別保証）… セーフティネット保証4号の認定を受けた場合
- 令和6年6月30日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和6年8月31日までに融資実行されたもの
 - ・セーフティネット資金（伴走支援型特別保証）
 - ・リフレッシュ資金（伴走支援型特別保証）
 - ・再チャレンジサポート資金

保証料率	期 間	担保・保証人	申込先	取扱金融機関	備 考
0.20% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】	10 年以内 (うち据置 2 年以内)	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。	取扱金融機関	小規模事業資金の取扱金融機関及び商工組合中央金庫	市町長の認定が必要。 ※資金全体の限度額 中小企業：8,000 万円まで 組合：1 億 1,000 万円まで ※伴走支援型特別保証の限度額 セーフティネット資金、リフレッシュ資金の合計で1億円まで
0.24% 【弾力化対象外】					
0% 【弾力化対象外】	10 年以内 (うち据置 5 年以内)				組合は中小企業団体中央会の認定が必要。
0.25%～1.30%	7 年以内 (うち据置 2 年以内)				
0% 0.20%～0.95%	10 年以内 (うち据置 5 年以内)				※伴走支援型特別保証の限度額 セーフティネット資金、リフレッシュ資金の合計で1億円まで
0.20% 【弾力化対象外】	15 年以内 (うち据置期間 5 年以内)				

【令和6年度の主な改正内容について】

三重県中小企業融資制度では、社会・経済環境の変化に応じて見直し（改正）を行っています。
令和6年度は、2つの資金を創設しています。

<経営力強化資金>

1. 対象

- ①中小企業サステナブル経営推進扱い
 - ・三重県SDGs推進パートナー登録企業、三重のサステナブル経営アワード受賞企業
- ②経営革新扱い
 - ・中小企業等経営強化法の承認を受けた中小企業者
- ③みえ経営力向上扱い
 - ・三重県版経営向上計画「ステップ3」の知事の認定を受けた中小企業者
- ④働き方改革扱い
 - ・働き方改革に関連する、国・県等の制度の認定・登録を受けた中小企業者
- ⑤中小企業高付加価値化投資促進扱い
 - ・中小企業高付加価値化投資促進補助金の交付決定を受けた中小企業者

2. 融資限度額

- ・設備資金 5,000 万円（運転資金 3,500 万円）

3. 融資期間

- ・運転資金 7 年以内、設備資金 15 年以内（うち据置期間 2 年以内）

<設備投資促進資金>

1. 対象

- ①一般扱い
- ②DX設備・脱炭素設備
 - ・DX投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制等の対象設備

2. 融資限度額

- ・設備資金（運転資金）2,500 万円（DX設備・脱炭素設備 3,500 万円）

3. 融資期間

- ・設備資金（運転資金）15 年以内（うち据置期間 2 年以内）

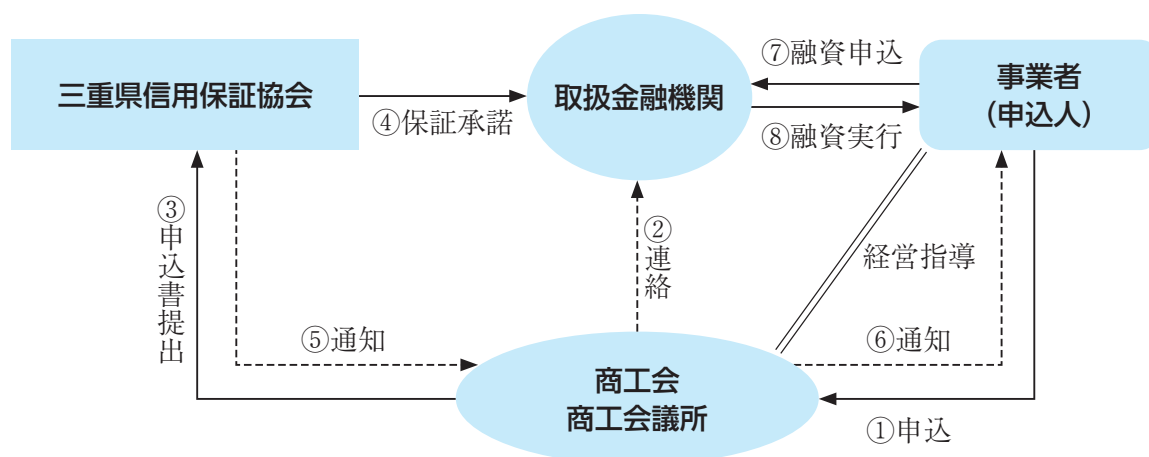
小規模事業資金について

- 規模が小さいために資金調達が不利になりがちな小規模事業者は、商工会や商工会議所の経営指導を受けることで経営力を向上させ、経営基盤を強化させることが望めます。また、NPO法人も利用できます。
- この資金は、商工会や商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者の方を対象に融資を行うものです。この制度による融資を希望される方は、まず経営指導を受けて下さい。NPO法人については、経営指導を受けていることを要件とはしません。
- 申込先は、事業所を所轄する商工会、商工会議所となっています。NPO法人については取扱金融機関へ申し込んでください。

一般扱い

融資の対象	三重県内に主たる事務所があり、引続き1年以上同一事業を営んでおり、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業・娯楽業以外）に属する事業を主たる事業として営むものは5人。ただし、サービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人）以下であり、かつ、事業税等県税を完納し、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている事業者
融資限度額	2,500万円
融資期間	運転資金5年以内または7年以内 設備資金7年以内または10年以内 を選択可
融資利率	年率1.60%または1.70%（県補助金により低く設定されています。）
保証料率	年率0.45%～1.60%（県補助金により低く設定されています。） 三重県中小企業支援ネットワーク推進事業において、行動計画の策定支援を受けた者0.35%～1.50%
保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
附帯条件	融資を受けた事業者は、その後6ヶ月毎に1回以上商工会議所（商工会）に経営状況を報告し、経営指導を受けなければなりません。
経営指導	事業所において、経営指導員に事業概要、経理資料などを説明し、事業の経営目標と改善すべき課題を共有します。（売上高目標、取引先、商品構成・開発、経費削減など具体的で現実的な目標と改善点を整理します。） その後、目標達成や改善の状況について経営指導員に報告し指導を受けます。

小規模事業資金制度利用の手続き



- ①商工会、商工会議所の窓口へ保証協会所定の申込書に必要書類を添付したものを提出し融資の斡旋依頼を行います。（必要書類は窓口でご確認ください。）
- ②商工会、商工会議所は、経営指導状況に照らし、融資が適当と認めるときは、金融機関に連絡の上、申込書に斡旋書を添付して信用保証協会に提出します。
- ④⑤⑥信用保証協会は、融資が適当と認めるときは、金融機関に保証書を発行するとともに商工会、商工会議所を通じ申込人に通知します。
- ⑦⑧申込人は、金融機関に融資申込を行い、融資実行を受けます。

創業・再挑戦アシスト資金について

○この資金は、創業時に必要な資金の円滑な供給を図ることを目的に作られた資金です。

創業扱い

融資の対象	三重県内に主たる事務所を有し、又は事業所を設置しようとする者で、次のいずれかの要件に該当する者。 (1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者。 (2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者。 (3) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。 (4) 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない者。ただし、事業を開始した日以降5年の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。 (5) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以降5年を経過していない者。ただし、設立の日以後5年の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。 (6) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。 (7) 上記(4)に規定する創業者であって、新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされるもの。
融資限度額	3,500万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む）
融資利率	年率1.40%（県補助金により低く設定されています。）
保証料率	年率0.60%（NPO法人は年率0.45%～1.50%） （県補助金により低く設定されています。）
保証人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

商工会・商工会議所斡旋扱い

融資の対象	上記「創業扱い」の要件を満たす者で、商工会議所（商工会）の創業支援を受けた者とする。（NPO法人は対象外です。）
融資利率	年率1.35%（県補助金により低く設定されています。）
経営指導	融資を受けた後少なくとも6ヶ月に1回以上、商工会議所（商工会）に経営の状況を報告するとともに、経営の指導を受けなければならない。

※ 他の条件は、「創業扱い」と同じです。

スタートアップ推進扱い

融資の対象	上記「創業扱い」の要件を満たすもので、県のスタートアップ支援事業（事業の磨き上げ支援、オープンイノベーションによる事業創出支援）を終了し、支援を受けた事業による創業をする者。
保証料率	年率0.20%（県補助金により低く設定されています。）

※ 他の条件は、「創業扱い」と同じです。

創業・再挑戦アシスト資金制度利用の手続き

（創業扱いの場合）



（商工会・商工会議所斡旋扱いの場合）

9ページの「小規模事業資金制度利用の手続き」と同様の手続きとなっています。

経営力強化資金（働き方改革支援扱い）に関連する認定・登録制度等についてのお問い合わせは、以下をご参照ください。

認定・登録制度など		問い合わせ先	電話番号
働き方改革	みえの働き方改革推進企業	雇用対策課	059-224-2454
女性活躍推進	えるぼし	三重労働局 雇用環境・均等室	059-226-2318
	女性の活躍推進三重県会議	ダイバーシティ社会推進課	059-224-2225
育児支援	くるみん・プラチナくるみん	三重労働局 雇用環境・均等室	059-226-2318
	みえ次世代育成応援ネットワーク	少子化対策課	059-224-2057
若者雇用・育成	ユースエール	三重労働局 職業安定部訓練室	059-261-2941
安全衛生	安全衛生優良企業	三重労働局 労働基準部健康安全課	059-226-2107
障がい者雇用	法定雇用障害者数	障がい者雇用・就労促進課	059-224-2510
生産性向上	三重県経営品質賞	中小企業・サービス産業振興課	059-224-2534
	三重のおもてなし経営企業選	中小企業・サービス産業振興課	059-224-2393
取引適正化	パートナーシップ構築宣言	中小企業・サービス産業振興課	059-224-2393
先端設備導入	先端設備等導入計画	各市町の産業振興部署	

環境対策促進資金の認定に関するお問い合わせは、各事務所まで。

名 称	電話番号	名 称	電話番号
桑名地域防災総合事務所	0594-24-3624	伊賀地域防災総合事務所	0595-24-8078
四日市地域防災総合事務所	059-352-0593	南勢志摩地域活性化局	0596-27-5405
鈴鹿地域防災総合事務所	059-382-8675	紀北地域活性化局	0597-23-3469
津地域防災総合事務所	059-223-5083	紀南地域活性化局	0597-89-6937
松阪地域防災総合事務所	0598-50-0530		

小規模事業資金・小規模借換資金の受付をはじめ、税務から経営革新、創業、事業承継まで、経営にかかわることは、お近くの商工会議所・商工会等まで、お気軽に御相談ください。

名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号
桑名商工会議所	0594-22-5155	尾鷲商工会議所	0597-22-2611	津市商工会	059-262-3250	度会町商工会	0596-62-1313
四日市商工会議所	059-352-8191	熊野商工会議所	0597-89-3435	松阪北部商工会	0598-56-2039	伊賀市商工会	0595-45-2210
鈴鹿商工会議所	059-382-3222	桑名三川商工会	0594-48-2627	松阪香肌商工会	0598-32-2321	志摩市商工会	0599-44-0700
亀山商工会議所	0595-82-1331	いなべ市商工会	0594-72-3131	多気町商工会	0598-38-2117	みえ熊野古道商工会	0597-47-0576
津商工会議所	059-228-9141	木曾岬町商工会	0567-68-1183	明和町商工会	0596-52-5235	紀宝町商工会	0735-21-6475
松阪商工会議所	0598-51-7811	東員町商工会	0594-76-2510	大台町商工会	0598-82-1411	三重県商工会連合会	059-225-3161
伊勢商工会議所	0596-25-5151	菰野町商工会	059-393-1050	伊勢小俣町商工会	0596-22-3619	三重県中小企業団体中央会	059-228-5195
鳥羽商工会議所	0599-25-2751	朝明商工会	059-365-6603	玉城町商工会	0596-58-3211		
上野商工会議所	0595-21-0527	楠町商工会	059-397-2046	南伊勢町商工会	0599-66-0054		
名張商工会議所	0595-63-0080	津北商工会	059-245-5678	大紀町商工会	0598-74-1379		

日本政策金融公庫 中小企業事業の融資制度

(R6.2.29)

[申込・相談先] 津支店 津市万町津 133 番地 ☎ 059-227-0251

制度名	融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付期間	
特別貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしている方	設備資金 運転資金	6億円	設備 20年以内 (うち据置5年以内) 運転 20年以内 (うち据置5年以内)
	新事業成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね5年以内の方など	設備資金 運転資金	7億2千万円	設備 20年以内 (うち据置5年以内) 運転 7年以内 (うち据置2年以内)
	新事業活動資金	新しい事業分野の開拓を行う方	設備資金 運転資金	7億2千万円	設備 20年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置2年以内)
	企業強化資金	経営の近代化、合理化や下請中小企業の振興を図る方など	設備資金 運転資金	7億2千万円	設備 20年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置2年以内)
	IT活用促進資金	情報化投資を行う方	設備資金 運転資金	7億2千万円	設備 20年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置2年以内)
	地域活性化進歩・雇用促進資金	地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方、一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方	設備資金 運転資金	7億2千万円	設備 20年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置2年以内)
	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や、省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方など	設備資金 運転資金	7億2千万円	設備 20年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置2年以内)

1. 上記は令和6年2月末時点の制度の概要です。詳しくは日本公庫 中小企業事業の窓口にお問い合わせください。
2. その他の資金として、金融環境変化対応資金、経営環境変化対応資金、海外展開・事業再編資金、中小企業経営力強化資金等があります。
3. 融資利率について、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用または上乘せられます。

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資制度

(R6.2.29)

[申込・相談先] 津支店 津市万町津 133 番地 ☎ 0570-057829
 四日市支店 四日市市諏訪栄町 1-12 朝日生命四日市ビル ☎ 0570-057864
 伊勢支店 伊勢市岩渕 2-5-1 三銀日生ビル ☎ 0570-058002

制度名	融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付期間	
一般貸付	事業を営むほとんどの業種の方	設備資金 運転資金	4,800万円 (特定設備資金は7,200万円)	設備 10年以内 (うち据置2年以内) 運転 5年以内 (特に必要な場合7年以内) (うち据置1年以内) 特定設備資金 20年以内 (据置2年以内)	
特別貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしている方	設備資金 運転資金	8,000万円	設備 20年以内 (うち据置5年以内) 運転 20年以内 (うち据置5年以内)
	新企業育成貸付 (新規開業資金)	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	設備資金 運転資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 20年以内 (うち据置5年以内) 運転 10年以内 (うち据置5年以内)
	企業活力強化貸付 (企業活力強化資金)	卸売業、小売業、食品関係の製造小売業、飲食サービス業、サービス業等を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	設備資金 運転資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 20年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置2年以内)
	セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)	売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方	設備資金 運転資金	4,800万円	設備 15年以内 (うち据置3年以内) 運転 8年以内 (うち据置3年以内)
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	商工会議所、商工会等の経営指導を受けている方であって商工会議所等の長の推薦を受けている方	設備資金 運転資金	2,000万円	設備 10年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置1年以内)	
一般貸付 (生活衛生貸付)	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金	4,800万円～4億8,000万円 (業種によって異なります)	設備 13年以内 (うち据置1年以内、返済期間が7年超の場合2年以内)	
振興事業貸付	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員で、生活衛生関係の事業を営む方	設備資金 運転資金	設備資金 4,800万円～7億2,000万円 (業種によって異なります) 運転資金 4,800万円～5,700万円 (業種によって異なります)	設備 20年以内 (うち据置2年以内) 運転 7年以内 (うち据置2年以内)	

1. 上記は令和6年2月末時点の制度の概要です。業種やお使い道によって、貸付限度額や貸付期間が異なる場合があります。詳しくは日本公庫国民生活事業の窓口にお問い合わせください。
2. 令和6年度の制度改正により、本表の内容は変更されることがあります。本表のほかにもお使いみちによりいろいろな制度があります。
3. 貸付利率は担保の有無、使途、貸付期間等により異なります。

三重県信用保証協会について

三重県信用保証協会は、信用保証協会法によって設立された公的機関です。
事業資金の融資をお受けになるとき、中小企業の皆様をバックアップします。

申込人の資格……次の（１）または（２）に該当すれば保証の対象となります。

- （１） 個人の場合
三重県内に住居または事業所（店舗・工場等）のいずれかを有している方
- （２） 法人の場合
三重県内に本店または事業所（店舗・工場等）を有している方

信用保証料……中小企業者の経営状況に応じ、９段階の保証料率（基本となる保証料率は年率 0.45 ～ 1.90%）となります。
なお、担保の提供がある方または会計参与設置会社は、0.1%を割引します。（一部の保証制度を除きます。）

連帯保証人……連帯保証人が必要となる場合があります。

また、次のような場合を除き、原則法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

- ①実質的な経営権を持っている方や営業許可名義人および申込人（法人の場合は代表者）と共に当該事業に従事する配偶者の方が連帯保証人となる場合
 - ②本人または代表者が健康上の理由のため事業承継予定者が連帯保証人となる場合
 - ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合
- ※保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。）に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会は同ガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めます。

担保……必要に応じて徴求します。（制度によっては必ず徴求する場合があります。）

※なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

【三重県信用保証協会オリジナル制度】

R6.4.1

制度名		保証限度額(千円)		保証期間		制度名		保証限度額(千円)		保証期間	
一般	証 貸 5000	個人、法人、 組合	5,000	運転 設備	7年 10年	一般	設備応援保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	設備 運転設備	15年
	証 貸 5000	個人、法人、 組合	50,000	運転 設備	7年 15年		ビルドプラス	個人、法人	200,000	設備	30年
	セレクトプラス	個人、法人、 組合	20,000	運転 設備	7年 15年		無担保ワイド	法人、組合	80,000	運転 設備	7年
	創業者 カードローン	個人、会社	1,000 又は2,000 又は5,000	事業 資金	1年 又は2年		コネクトみえ	個人、法人	280,000	運転 設備	10年 20年
	カ ー ド 500	個人、法人	5,000	事業 資金	1年 又は2年		コラボみえ	個人、法人	280,000	運転 設備	10年 15年
	超 長 期 一 括	会社、 医療法人	280,000	運 転	2年以上 10年以内		S D G s 特 定 社 債	会社	450,000	事業 資金	7年
	借 換 保 証 み え	個人、法人 組合	280,000 480,000	運 転 設 備	10年 (15年)						

【全国統一制度】

R6.4.1

制度名		保証限度額(千円)		保証期間		制度名		保証限度額(千円)		保証期間	
一般	普 通 保 証	個人、法人 組合	200,000 400,000	運 転 設 備	7年 15年	特別保証	エ ネ ル ギ ー 対 策 保 証	個人、法人 組合	200,000 400,000	運 転 設 備	7年 15年
	無 担 保 保 証	個人、法人、 組合	80,000	運 転 設 備	7年 15年		海 外 投 資 保 証	個人、法人 組合	200,000 400,000	運 転 設 備	7年 15年
特別保証	特 別 小 口 保 証	個人、会社 組合	20,000	運 転 設 備	5年 7年		新 事 業 開 拓 保 証	個人、法人 組合	200,000 400,000	運 転 設 備	7年 15年
	小 企 業 零 細 保 証	個人、会社、 組合	20,000	運 転 設 備	7年 15年		事 業 再 生 保 証	個人、法人、 組合	200,000	事 業 資 金	10年
	当 座 貸 越 根 保	個人、法人	280,000	事 業 資 金	1年 又は2年		中 小 企 業 特 定 社 債 保 証	会社	450,000	事 業 資 金	7年
	事 業 者 カ ー ド ロ ー ン 当 座 貸 越 根 保 証	個人、法人	20,000	事 業 資 金	1年 又は2年		予 約 保 証	個人、法人、 組合	20,000	事 業 資 金	5年
	長 期 経 営 保 証	個人、会社	200,000	運 転 設 備	15年 20年		一 括 支 払 保 証	買掛金債務を負担する 支払企業たる中小企業者	1,000,000	根 保 証	1年
	商 割 業 引 手 形 保 証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運 転	180日		自 支 援 廃 業 保 証	個人、法人、 組合	30,000	事 業 資 金	1年
	追 認 保 証	個人、法人、 組合	5,000	事 業 資 金	5年		財 務 要 件 型 無 保 証 人 保 証	法人 組合	280,000 480,000	一 括 分 割	2年 7年
	根 保 証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運 転	1年以内		事 業 別 承 継 保 証	法人	280,000	一 括 分 割	1年 10年
	季 節 資 金 保 証	個人、法人 組合	12,000 50,000	運 転	6か月		事 業 者 選 択 型 経 営 者 保 証 非 提 供 促 進 特 別 保 証 制 度 (一 般)	法人、組合	80,000	一 括 分 割	1年 10年
	流 動 資 産 担 保 融 資 保 証	個人、法人、 組合	200,000	根 保 証 個 別 保 証	1年 1年以内		プ ロ バ ー 融 資 借 換 特 別 保 証 制 度	法人 組合	280,000 480,000	一 括 分 割	1年 10年
	公 害 防 止 保 証	個人、法人 組合	50,000 100,000	運 転 設 備	7年 15年						

制度名		保証限度額 (千円)		保証期間		制度名		保証限度額 (千円)		保証期間	
特別保証	災害関係保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	10年 15年	特別保証	経営承継関連保証	個人、会社	280,000	運転 設備	10年 15年
	経営安定関連保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	10年 15年		経営承継準備 関連保証	個人、会社	280,000	運転 設備	10年 15年
	労働力確保関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		特定経営承継 関連保証	代表者個人	280,000	運転 設備	10年 15年
	中小小売商業 関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		特定経営承継 準備関連保証	個人	280,000	運転 設備	10年 15年
	商店街整備等 支援関連保証	一般社団法人 一般財団法人	280,000	運転 設備	7年 15年		経営承継借換 関連保証	会社	280,000	一括 分割	1年 10年
	伝統的工芸品 支援関連保証	一般社団法人 一般財団法人	280,000	運転 設備	7年 15年		商店街活性化 事業関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年
	地域伝統芸能 等関連保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		商店街活性化 支援関連保証	一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法人	280,000	運転 設備	7年 15年
	小規模事業者 支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人	280,000	運転 設備	7年 15年		商店街活性化促進 事業関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年
	中心市街地商業等 活性化関連保証	中小企業者、特定会社、一般社団法人、 一般財団法人等	280,000	運転 設備	7年 15年		情報提供支援 関連保証	一般社団法人 一般財団法人	280,000	運転 設備	7年 15年
	中心市街地商業等活 性化支援関連保証	特定会社、一般社団法人、一般 財団法人等	560,000	運転 設備	7年 15年		情報処理支援 関連保証	一般社団法人 一般財団法人	280,000	運転 設備	7年 15年
	経営革新関連 保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	5年 7年		事業再生円滑 化関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	3年
	特定新技術事業 活動関連保証	個人、会社 組合	300,000 600,000	運転 設備	5年 7年		事業再生計画 実施関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	事業資金	15年
	経営革新等支 援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人	280,000	運転 設備	7年 15年		事業再生計画実施 関連保証(感染症対応型)	個人、会社 組合	280,000 480,000	事業資金	15年
	周辺地域整備 関連保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		創業関連保証	個人、会社	35,000	運転 設備	10年
	下請振興関連 保証	個人、法人 組合	480,000 680,000	運転 設備 根保証 個別保証	5年 7年 1年 1年以内		連携創業支援 等関連保証	一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人	280,000	運転 設備	7年 15年
	特定下請連携 事業関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		特定信用状関連 保証	外国法人と経営を実質支配していると 認められる中小企業者	200,000	事業資金	1年
	流通業務総合 効率化関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	7年 15年		特定中小企業再生 支援関連保証	認定支援機関	280,000	運転 設備	7年 15年
	経営力向上関 連保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	5年 7年		中堅企業(破綻金融機 関等関連)特別保証	個人、会社、 組合	600,000	運転 設備	5年 7年
	先端設備等導 入関連保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	5年 7年		事業継続力強 化関連保証	個人、法人 組合	400,000	運転 設備	5年 7年
	技術等情報漏えい 防止措置関連保証	一般社団法人 一般財団法人	280,000	運転 設備	7年 15年		連携事業継続力 強化関連保証	個人、法人 組合	300,000	運転 設備	5年 7年
地域経済牽引 事業関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	5年 7年	社外高度人材活用新事 業分野開拓関連保証	個人、会社	300,000	運転 設備	5年 7年		
農工商等連携 事業関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	5年 7年	伴走支援型特別 保証	個人、法人 組合	100,000	一括 分割	1年 10年		
農工商等連携 支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人	280,000	運転 設備	5年 7年	スタートアップ創出 促進保証制度	個人、会社	35,000	運転 設備	10年		
危機関連保証	個人、会社 組合	280,000 480,000	運転 設備	10年	事業者選択型経営者 保証非提供促進特別保 証制度(経営安定関連)	法人、組合	80,000	一括 分割	1年 10年		
					東日本大震災 復興緊急保証	個人、法人 組合	280,000 480,000	運転 設備	10年		

※保証の対象とする組合の範囲及び保証限度額は、保証制度により異なりますのでご注意ください。

※制度改正により、本表の内容は変更されることがあります。

融資の相談、制度内容等は最寄りの金融機関もしくは下欄に記載の三重県信用保証協会の本・支店まで気軽にお問
い合わせください。

本店
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6021 (代表)
TEL 059-229-6014 (保証課)
FAX 059-229-6344 (保証課)

四日市支店
四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161 (代表)
FAX 059-354-2046

現在位置: [トップページ](#) > [組織・業務](#) > [県庁の組織一覧](#) > [雇用経済部](#)
担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [雇用経済部](#) > [雇用経済総務課](#)

三 組織・業務

- ▶ [県庁の組織一覧](#)
- ▶ [庁舎別・事務所別地域機関一覧](#)
- ▶ [関係機関・施設案内](#)
- ▶ [しごとガイド](#)
- ▶ [各種相談窓口](#)
- ▶ [県庁のご案内](#)

👍 いいね! 🌐 シェアする ✖️ ポスト 📧 LINEで送る 🖨️ 印刷する

雇用経済部

注目情報

- 三重県では、地域の雇用を支え、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している県内の中小企業・小規模企業の振興を図るため、「[三重県中小企業・小規模企業振興条例](#)」を制定しました。本条例は、平成26年4月1日に施行されました。

現在位置: [トップページ](#) > [観光・産業・しごと](#) > [産業](#) > [産業総合](#) > [中小企業経営の金融相談に関すること](#) > [三重県中小企業融資制度](#)
担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [雇用経済部](#) > [中小企業・サービス産業振興課](#) > [金融支援班](#)

三 産業総合

- ▶ [雇用経済総合](#)
- ▶ [過去の施策](#)
- ▶ [三重県産業支援センターに関すること](#)
- ▶ [中小企業等協同組合法の施行に関すること](#)
- ▶ [中小企業団体の組織に関する法律の施行に関すること](#)

👍 いいね! 🌐 シェアする ✖️ ポスト 📧 LINEで送る 🖨️ 印刷する

三重県中小企業融資制度について

三重県では、中小企業者の資金調達の円滑化を支援するため、中小企業融資制度を設け、多様な資金ニーズに対応しています。

創業や再挑戦による新規開業や中小企業の経営革新や三重県版経営向上計画への取組など、県内中小企業の前向きな取組を支援するため支援体制の充実を図るとともに、経営環境が厳しい中小企業者の経営の安定化を図るための資金調達の円滑化を実施します。また、一部資金についてはNPO法人も対象としています。

1. [制度の概要](#)
2. [融資利率一覧](#)
3. [取扱金融機関一覧](#)
4. [相談窓口一覧](#)

三重県雇用経済部
中小企業・サービス産業振興課

TEL 059-224-2447
FAX 059-224-2078

